

償却資産の申告を お忘れなく！

償却資産とは、土地、家屋以外の事業に使用する資産で、会社（法人）や個人で工場や商店または駐車場などを経営している方が事業のために用いることのできる構築物、機械、器具・備品などです。

毎年1月1日現在で償却資産を所有する方は、法令に基づき、資産の名称、取得時期、価格などを市に申告しなければなりません。

償却資産の申告期限は、1月31日までです。対象となる資産を所有する方は、必ず申告してください。（資産に増減がない場合も、申告は必要です。）

昨年中に新しく設立した事業所や、引き続き申告が必要な事業所などに対して、昨年12月中旬に申告案内を送付しました。申告案内が届いていない場合や、新たに申告するため申告用紙が必要な方は、税務課資産税グループまでご連絡ください。

申告にはインターネットによる電子申告「eL・TAX」も利用できます。詳しくは、



	資産種類	内容
1	構築物	看板、フェンスなど土地に定着する工作物
2	機械及び装置	印刷機械、太陽光発電設備、建設機械などの機械装置
3	船舶	一般船舶、貨物船、漁船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5	車両及び運搬具	運搬車、大型特殊自動車など (自動車税や軽自動車税の課税対象は除く)
6	工事、器具及び備品	エアコン、パソコン、冷蔵庫、通信設備など



市のホームページをご覧ください。

太陽光発電設備については、個人で設置した場合でも10kw以上の設備は、償却資産の対象になります。（建材型ソーラーパネルで、屋根材として家の評価に含まれたものは除きます。）

正当な理由なく申告しない場合や、虚偽の申告をした場合は、過料などの罰則が科せられることもありますので、必ず申告してください。なお、ご不明な場合は税務課資産税グループへお問い合わせください。

■問い合わせ先
税務課

☎(32)8892

介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査を実施します

市では、平成30年度を初年度とする高齢者保健福祉計画の策定に向けた準備を進めています。

地域の潜在的なニーズを把握するため、ニーズ調査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

■調査対象及び方法

本市にお住いの65歳以上の方を無作為に1,000名抽出し、郵送によるアンケート調査を実施します。

■調査時期

12月下旬頃から1月中旬

■調査内容

生活状況、日常生活、健康、社会参加などについて伺います。

■申請・問い合わせ先

高齢福祉課
☎(32)8904

無期転換の準備、進 めていますか？

（事業主の皆様・有期労働契約で働く皆様へ）

無期転換ルールとは労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた時に、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

厚生労働省では、無期転換の概要や導入ポイントなどをとりまとめた有期契約労働者の無期転換ポータルサイトを開設していますので、是非ご利用ください。

『無期転換サイト』で検索！

■問い合わせ先
栃木労働局雇用環境・均等室
☎028(633)2795

